

飼料穀物備蓄対策事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1984 号 農林水産事務次官依命通知
一部改正 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生畜第 1466 号
平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1486 号
令和 2 年 4 月 1 日付け 元生畜第 1662 号

第 1 趣旨

我が国における飼料原料の大宗は、海外からの輸入に依存しており、輸出国の凶作等による国際供給力の激変、港湾ストライキ、国内における災害等不測の事態が発生した場合には、配合飼料製造業者及びその組織する団体並びに農業協同組合連合会（以下「配合飼料製造業者等」という。）が通常保有する在庫の取崩しのみによってその安定供給の確保を図ることは困難である。

また、不測の事態により、配合飼料の製造・供給が困難となった地域が生じた場合には、代替工場からの生産・供給を速やかに行う必要があるほか、これに備え、平時より配合飼料製造業者等における事業継続のための計画の策定、関係者間の連携の強化等を推進する必要がある。

このため、配合飼料製造業者等が不測の事態に備えて策定する事業継続計画に基づく飼料穀物の備蓄、配合飼料の緊急運搬対策、関係者間の連携体制の強化等の安定供給に向けた取組を支援することにより、配合飼料の安定供給を確保し、畜産経営の安定に資するものとする。

第 2 定義

- 1 この要綱において「飼料穀物」とは、輸入に係る飼料用とうもろこし、こうりやん、飼料用大麦、飼料用小麦、ふすま及び大豆油かすをいう。
- 2 この要綱において「配合飼料」とは、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 54 年 2 月 13 日 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知）第 2 の 1 に規定する「配合飼料価格安定基金」が行う「配合飼料価格差補てん契約」の対象となる配合飼料及び「飼料の公定規格」（昭和 51 年 7 月 24 日農水省告示第 756 号）2 の混合飼料とする。

第 3 事業の内容

1 飼料穀物備蓄支援事業

配合飼料製造業者等が、不測の事態に備えて策定する事業継続計画に基づき、飼料穀物を通常保有する在庫以上に備蓄する場合において、当該飼料穀物の備蓄に係る費用の一部を助成する。

2 配合飼料緊急運搬事業

配合飼料製造業者等が、不測の事態により配合飼料の供給が困難となった地域に対し、緊急に配合飼料を輸送する費用及び畜産農家までの運送のための詰替え等に要した掛かり増し費用の一部を助成する。

3 配合飼料安定供給連携支援事業

不測の事態における配合飼料の円滑な供給を図るため、関係者間の連携体制の強化に向けた検討会の開催、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査、事業者の事業継続計画に基づく取組を推進するための研修会、配合飼料の輸送手法の開発等に関する検討会、調査等を支援する。

第4 事業実施主体等

- 1 この事業の事業実施主体は、毎年度、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領に基づき、別表の事業種類ごとに、事業に応募した者から選定したもの（以下「事業実施主体」という。）とする。
- 2 この事業の補助率は、事業種類ごとに、別表の補助率欄に掲げるとおりとする。

第5 事業実施計画の作成等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、毎年度、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、その承認を受けなければならない。ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、当該承認を受けたものとみなす。

2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、第3の1及び2の事業に係る事業実施計画について、飼料需給状況の変化等により、備蓄数量が事業実施計画時の数量を上回った場合又は配合飼料の安定供給を図る上で変更が必要な場合は、1の規定に基づき承認を受けた事業実施計画を、生産局長の承認を受けて変更することができる。
- (2) 事業実施主体は、第3の3の事業に係る事業実施計画について、生産局長が別に定める重要な変更をしようとする場合は、生産局長の承認を受けなければならない。

第6 事業実施結果の報告

事業実施主体は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、生産局長が別に定めるところにより、事業実施結果を報告する。

第7 事業実施期間

この事業の事業実施期間は、補助金の交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

第8 国の助成

国は、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、助成する。

第9 事業の指導等

国は、この事業を計画的かつ効果的に推進できるよう、事業実施主体に対して必要な指導及び助言を行う。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、生産局長が別に定める。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業実施要綱（昭和51年5月15日付け51畜B第1096号農林事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の旧要綱の規定に基づき実施している事業に対する旧要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の飼料穀物備蓄対策事業実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の飼料穀物備蓄対策事業実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の飼料穀物備蓄対策事業実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第4関係）

事業種類	事業実施主体	補助率
1 飼料穀物備蓄支援事業 (1) 保管費 ア 通常備蓄分 イ 拠点・防災備蓄分 (2) 利子相当額支援費	配合飼料製造業者等 (生産局長が別に定める 要件を満たすもの。)	(1) ア 5／17以内 イ 1／3以内 (2) 定額（生産局長が別 に定める相当定額）
2 配合飼料緊急運搬事業 (1) 配合飼料の輸送支援費 (2) 詰替え支援費 (3) クレーン等の借上げ費	1の事業の事業実施主体	(1) 及び(2) 定額（生 産局長が別に定める相当定 額）

		(3) 1／2以内（生産局長が別に定める上限額以内）
3 配合飼料安定供給連携支援事業	協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	定額